

給付金の受取口座に変更があった場合は 手続きを忘れずに！

出産費、高額療養費等の共済組合の給付金は、組合員が指定している給与の第一口座に振り込まれます。給与受取口座に変更があったにもかかわらず、変更手続きをしていない場合、振込不能となり、給付の処理が遅れることになります。速やかな手続きをお願いします。

こんな場合に手続きが必要です

- 結婚などにより姓が変わり、口座名義を変更したとき（必ず**金融機関で口座名義の変更手続き**をしてください。旧姓使用をしている場合でも変更が必要です。）
- 給付金受取口座を別の口座に変更したいとき
- 金融機関が合併、支店が統廃合されたときなど



次の手続きをしてください

現職の組合員の方

口座名義の変更、受取口座の変更を、所属所の事務担当者に申し出てください。

※必要書類が異なりますので、詳細は所属所の事務担当者にご確認ください。

任意継続組合員の方

給付貸付課資格担当（03-5320-6826）に直接連絡してください。

振込不能となった場合は

給付金の再振込を金融機関に依頼するために、預貯金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分）の提出をお願いしています。

還付金等詐欺にご注意ください！

「保険料の還付金が出ます」などと言って、銀行などのATMに行き操作するよう誘導する事例が起っています。実際、相手の指示通りに操作した結果、数百万円単位のお金を振り込んでしまったケースも発生しているとのことです。

公立共済では高額療養費や附加給付金は自動的に給付されるため、個別に請求をする必要はありません。また保険診療を受けることができなかった場合の療養費などの請求は、所属所へ請求書を提出する※ことになっています。ATMで操作することは絶対にありません。ご家族の方々にも、日頃からご注意いただくようお願いください。

※任意継続組合員など、公立共済に直接提出する例外もあります。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827